

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

子供というストーンを、より早く目標に滑らせるために必死にブラシでハードルを取り除く親のことを「カーリングペアレント」と言います。子供は親の所有物ではなく、違う価値観や人格を持つ別の存在です。自分が出来なかつたことを託したり、自分と同じ道を歩ませようとするのは、子供のためではなく、自分の欲やプライド、世間体のためのようです。そんな親たちの悩みで多いのが子供の引き籠もりだそうです。

人生の目標は親が決めるものではありません。自然の中で基礎体力を鍛えて優しさと強さを教えれば十分だと思います。

私の書棚より

○弱者と呼ばれる生物は、数が多い。そのため、常に多くのオプションを用意し、多くのチャレンジをしている。だからこそ、環境の変化に対して強い。

○すべての生物はオンリー1である。しかし、ナンバー1でなければ生存できないという鉄則もある。つまり、すべての生物は、どんなに小さくてもナンバー1になれるオンリー1の場所を持っているのである。

「弱者の戦略」
稻垣栄洋著 新潮選書

税務アンテナ

□贈与税の相続時精算課税制度とは、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産も相続財産に含めて相続税額を算出し、既に納めた贈与税相当額を控除して、相続税を納税するものです。

贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の親又は祖父母、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の子又は孫とされています。贈与税は、贈与財産の累計が特別控除額2,500万円以内であれば課税されませんが、これを超えた場合には一律20%の税率で課税されます。ただし、控除額の範囲内の贈与であっても申告書の提出は必要となります。

また、この選択をした贈与者からの贈与は暦年課税に変更することはできません。

□役員に対して支給する給与は、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であれば損金算入が認められています。

改定が認められるものは、その事業年度開始日の属する会計期間開始の日から3ヶ月を経過する日までに改定される通常改定と、その役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更による臨時改定及び法人の経営状況が著しく悪化した場合の減額改定です。このため、役員が病気で入院した場合に減額し、退院した後に元に戻す改定も認められます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽に問い合わせ下さい。

8月の税務スケジュール

ケジユール

10日	○7月分の源泉所得税の納付
31日	○6月決算法人の確定申告 ○12月決算法人の中間申告(予定申告) ○9月、12月、27年3月決算法人の消費税中間申告 ○個人事業者の27年分消費税等の中間申告

31日	○8月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------